

■個別の申出により存続期間が令和9年(2027年)1月27日までを限度に延長される権利利益の例(条例第2条第3項関係)

No	措置名	根拠規定			お問い合わせ先
		条例等の名称	権利利益	存続期間	
1	適用工場等の指定の申請期限の延長	熊本県工場等設置奨励条例	条例第3条第1項	規則第2条第1項	熊本県商工労働部産業振興局企業立地課 096-333-2329
2	砂防指定地内における制限行為の許可の期間の延長	熊本県砂防指定地管理条例	第4条第1項	第8条第1項	熊本県土木部河川港湾局砂防課 096-333-2553